



最高裁秘書第2468号

平成28年7月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

- (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等
50期から68期までの、実務修習希望地調査表
- (2) 苦情の申出がされた日
平成28年1月22日付け（同月25日受付）

2 答申番号

平成28年度（最情）答申第15号

3 判断及びその理由

第50期から第55期までの実務修習希望地調査表は、当庁において保有していないから同文書を不開示とした判断は相当である。

第56期から第68期までの実務修習希望地調査表については、司法行政文書として存在することが確認できたので、開示を実施することとした。

なお、現行第65期（平成23年度7月期採用）の実務修習希望地調査表については、存在しない（同期の実務修習は東京のみで実施された。）。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）